

「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、北海道電力株式会社が、北海道上川郡新得町において、既設の上岩松発電所（1号）を廃止撤去し、出力 23,100kW の新得発電所（水力発電所）を設置するものである。

本事業は、十勝川水系十勝川上流域にある老朽化した上岩松発電所（1号）の更新に合わせて、最大使用水量を増加させ、出力の増加を図り、未利用の再生可能エネルギーの有効利用を追求するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の周辺は、大雪山国立公園等に指定されているとともに、同区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴い、水環境、鳥類等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1．総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく大雪山国立公園に指定されているほか、北海道自然環境保全指針（平成元年北海道）において「すぐれた自然地域」に指定されているなど、自然環境保全上、重要な地域であり、本事業の実施に当たっては、水環境、鳥類等に対する影響を回避又は低減するための環境保全措置を適切に講ずること。

2．各論

（1）水環境等に対する影響

本事業における切土、盛土工事等により、河川への土砂又は濁水の流出等による水環境及び生態系への影響が懸念される。よって、切土及び盛土法面の保護並びに濁水処理設備等による適切な措置を講ずるとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき適切に調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、掘削土の有効利用により、既設土捨場への捨土量を極力低減するとともに、同区域又はその周辺に生息している在来種により、早期に盛土法面等の植生回復を図ること。

（2）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、特に本事業に係る工事をクマタカの営巣期に実施する場合には、重大な影響が懸念される。

このため、クマタカの営巣期における工事は基本的に避けるとともに、やむを得ず工事を実施する場合には、工事が与えるクマタカの生息及び繁殖への影響について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき適切に調査を実施しつつ、重大な影響が認められた場合は、工事を一旦中止するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずるなど、可能な限り影響を回避すること。